埼玉県住所地外高齢者インフルエンザ予防接種（定期接種）
相互乗り入れ実施要綱

１　目　的

埼玉県住所地外高齢者インフルエンザ予防接種相互乗り入れは、住所地以外の市町村における次の埼玉県民の接種を可能とし、接種の利便性を図ることを目的とする。

（１）６５歳以上の者

（２）６０歳以上６５歳未満であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定める者

＜厚生労働省令で定める者（昭和２３年８月１０日厚生省令第３６号予防接種法施行規則第２条の２）＞

心臓､腎臓又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者。

２　接種対象者

相互乗り入れ対象者は､上記１に該当し､次の要件をいずれか満たす者とする。

（１）かかりつけ医が住所地外市町村区域にいる者

（２）慢性疾患等があり、主治医が住所地外市町村区域にいる者

３　ワクチンの種類

インフルエンザワクチン（Ｂ類定期接種）

４　委託料について

（１）接種料金は統一しない。相互乗り入れに協力する医師（以下、「接種協力医」という。）は、接種希望者が居住している市町村の設定している接種委託料にて接種を行い、当該市町村に請求する。

（２）委託料はワクチンを含めた額とする。

（３）市町村は、委託契約した金額の予防接種料金表を作成し、契約書を添えて一般社団法人埼玉県医師会（以下、「埼玉県医師会」という。）へ提出する。

５　実施期間

この要綱による相互乗り入れは、当該年度の１０月２０日から翌年１月３１日までの間に実施するものとする。

６　契約について

（１）「住所地外高齢者インフルエンザ予防接種（定期接種）相互乗り入れ契約」は、各市町村長と埼玉県医師会会員医療機関等の長の代理人として一般社団法人

埼玉県医師会長（以下、「埼玉県医師会長」という。）との間に交わすものであり、健康被害が生じた場合の協定も含まれる。

（２）契約書は、従来の市町村と医療機関（市町村医師会等）との「居住地契約」と共に、「住所地外高齢者インフルエンザ予防接種（定期接種）相互乗り入れ委託契約」の２種類を必要とし、対象年齢及び契約期間等の契約内容はそれぞれ同等程度でなければならない。

（３）契約は、埼玉県医師会長が全ての市町村と締結する。

（４）本相互乗り入れに参加する会員医療機関等（以下、「接種協力医療機関」という。）の長は、埼玉県医師会員でないとならない。

（５）相互乗り入れに賛同する接種協力医が所属する接種協力医療機関の長は、埼玉県医師会長に「委任状」（様式１－１）を提出する。また、委任状の内容に変更があった場合は「委任状変更届」（様式１－２）を、委任状を取り下げする場合は「委任状取り下げ申出書」（様式１－３）を速やかに埼玉県医師会長に提出する。

なお、「委任状取り下げ申出書」の提出がない限り、原則として毎年自動更新されることとする。

（６）接種協力医は原則として埼玉県医師会員とする。ただし、勤務医については、接種協力医療機関の長が推薦し、埼玉県医師会長が認めた者については、その限りではない。

（７）埼玉県医師会長は、毎年度、各市町村長との間に「住所地外高齢者インフルエンザ予防接種（定期接種）相互乗り入れ委託契約書を交わすと同時に、「接種協力医師名簿」を作成し、接種協力医療機関及び市町村担当者が閲覧できるよう、埼玉県医師会ホームページ上に掲載する。

（８）埼玉県医師会長は、接種協力医療機関を、県民が閲覧できるよう、埼玉県医師会ホームページ上に掲載する。

７　接種料金の請求方法

（１）接種協力医療機関は、契約書に定める日までに、毎月各市町村ごとに医師会統一の請求書（様式２）を発行する。

（２）請求書は、各接種協力医療機関で準備する。

接種協力医療機関は住所地外高齢者インフルエンザ予防接種（定期接種）相互乗り入れ契約に同意した市町村の予防接種料金を、配布した冊子及び埼玉県医師会ホームページ上にて確認し、これを元に請求書を作成し、予診票と一緒に市町村へ送付する。

８　実施方法

（１）市町村相互の接種依頼書は必要としない方式とする。

（２）予診票の様式は、接種対象者の居住地市町村のものを使用する。

（３）接種協力医療機関及び接種協力医は、接種の際は必ず健康保険証等で接種者

の住所地の確認を行う。

（４）予防接種済の証明は、接種協力医療機関及び接種協力医が予防接種済証（様式３）を被接種者に交付するものとする。

９　事務処理

事務は、埼玉県医師会事務局が行う。

10　その他

（１）埼玉県における住所地外高齢者インフルエンザ予防接種（定期接種）相互乗り入れは県内全市町村一斉実施が望ましいが、本要綱に賛同した市町村とする。

（２）各市町村はこの契約の円滑な実施のため、予防接種健康被害調査委員会を設置する。

附則

この要綱は、平成２６年１０月２０日から施行する。

附則

この要綱は、平成２９年１０月２０日から施行する。

附則

この要綱は、令和　元年１０月２０日から施行する。

附則

この要綱は、令和　２年１０月　１日から施行する。

附則

この要綱は、令和　３年１０月２０日から施行する。